

旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。
お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1 募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)ジャパングレイライン(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及びHYPERLINK http://www.jgl.co.jp/inbound/index.html 当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当約款」といいます)によりなります。

(株)ジャパングレイライン(観光庁長官登録旅行業 第35号)
東京都千代田区麹町2丁目14番6 麹町バレス7階
総合旅行業務取扱管理者 遠山 隆雄

2 お申込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才以下の方のご参加はできません。
- 特定のお客さま層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 現在健康を損なっている方や妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、お客さまからのお申出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、又はご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受け付ける場合があります。
- お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

3 旅行代金のお支払い及び契約の成立時期

旅行代金は旅行開始時までにお支払いいただきます。当社らが契約の締結を承諾し、旅行代金の全額を受領したときに旅行契約が成立するものとします。

4 旅行代金について

旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したもの)
①行程中の新橋～浅草間の公共交通機関の運賃 ②団体旅行中の心付 ③ガイド経費 ④その他旅行代金に含まれる旨表示したものの
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

5 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

6 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

7 お客様の交替

お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。また、当社は利用運送機関が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

8 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。

取消・変更日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消変更日
①10日目～8日目に当たる日以前の解除	旅行代金の 20%
②7日目～2日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 30%
③旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
④旅行開始日の当日の解除	旅行代金の 50%
⑤旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

(2) お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

9 当社による旅行契約の解除

- お客さまが第3項に規定する前日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第8項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能・その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客さまが病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人数に満たないとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の

関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

10 当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、(1)の手荷物については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。(3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は1の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

11 特別補償

(1) 当社は第10項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、HYPERLINK http://www.jgl.co.jp/inbound/index.html 当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第11項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(2) お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

12 お客さまの責任

(1) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(2) お客さまは、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万一本パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨をガイド、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

13 旅程保証

- 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次表右欄に示す率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。
 - 本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
 - 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日 までにお客さまに 通知した場合	旅行開始日以降 にお客さまに通知 した場合
1. パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
4. 上記の1～3に掲げる変更のうちパンフレットのツアー タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※注1：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
※注2：4に掲げる変更については、1～3の料金を適用せず、4の料金を適用します。

14 その他

- お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
 - お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。
 - 止むを得ない事由により予定時間通りに運行できない場合があります。また、万一期着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による保障にも応じられません。
 - 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

15 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2012年1月1日を基準としております。また、旅行代金算出の基準日は、2012年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

この条件書に定めのない事項は旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)当社募集型企画旅行約款によります。当社募集型企画旅行約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

★確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

個人情報の取扱について

- 株式会社ジャパングレイライン(以下「当社」という)及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行会社(以下「販売店」という)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、当社及び販売店では、よりよい旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
 - 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送機関等及び手配代行者に対し提供いたします。
 - 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のホームページ(http://www.jgl.co.jp/index.html)でご確認ください。